

市町村ごとの納付金の按分方法（納付金の配分ルール）のイメージ

- 市町村ごとの国保事業費納付金の額は、納付金算定基礎額（県全体の医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの「被保険者数」と「所得総額」で按分し、「医療費水準」を反映し、決定する。

按分方法のイメージは以下のとおり。

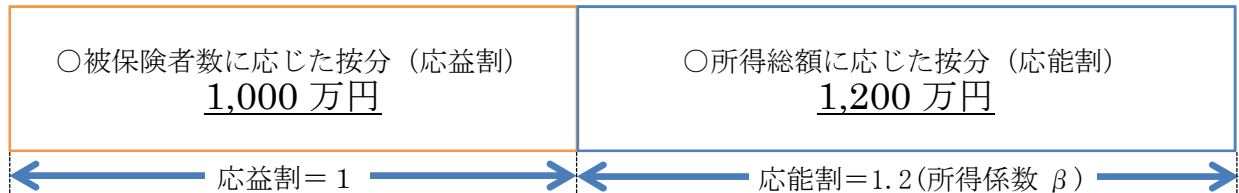
※前提

	被保険者数 (シェア)	所得総額 (シェア)	医療費水準
A市	5万人 (5/10)	40億円 (40/80)	1.2 (平均以上)
B町	3万人 (3/10)	30億円 (30/80)	0.8 (平均以下)
C村	2万人 (2/10)	10億円 (10/80)	1 (平均)
県全体	10万人	80億円	—

【県全体の納付金総額（納付金基礎額）】

納付金総額の按分（応益割分：応能割分）

納付金総額：2,200万円、応益割分：応能割分＝1：1.2とした場合



【① 被保険者数・所得総額に応じた按分】

A市	5万人／10万人	500万円	+	600万円	40億円／80億円
B町	3万人／10万人	300万円	+	450万円	30億円／80億円
C村	2万人／10万人	200万円	+	150万円	10億円／80億円

【② 医療費水準の反映（反映係数 α=1 の場合）】

A市	1,100万円 (500+600) × 1.2 → 1,320万円
B町	750万円 (300+450) × 0.8 → 600万円
C村	350万円 (200+150) × 1

※最終的に全体の2,200万円となるように、調整係数（γ）を乗じる。